

## ○仙北市介護タクシー利用助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、入退院及び通院等のため、通常の交通機関を利用することが困難な在宅の要介護認定者が介護タクシーを利用する場合に、市がその費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減及び健康状態の安定に寄与し、これら家族の福祉の増進を図ることを目的として、仙北市介護タクシー利用助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、仙北市内において事業所を営むタクシー事業者をいう。
- (2) 介護タクシーとは、乗降を容易にするリフト等の装置を備え、ストレッチャー又はリクライニング式車椅子に対応した車両をいう。

### (助成対象者)

第3条 事業の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、高齢、身体の障害等の理由により一般車両を利用して外出することが困難である在宅の要介護認定者であって、次の各号のすべてに該当する者及びその他市長の認める者とする。

- (1) 介護保険適用外の利用となる入退院、及び緊急の通院等を目的とした介護タクシーの利用が必要な者
- (2) 仙北市に住所を有し、かつ現在居住している者
- (3) 生活保護法など他の制度で支給を受けていない者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定において、要介護度3以上の認定を受けた在宅の要介護者

### (利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする助成対象者又はその者の属する世帯の者（以下「申請者」という。）は、仙北市介護タクシー利用助成事業申請書（様式第1号）により、仙北市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書を提出するときは、利用した範囲をひと月単位とし、請求額の根拠となる領収書及び助成対象者の介護保険被保険者証の写しを添付しなければならない。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに助成の可否及び助成額を決定し、仙北市介護タクシー利用助成事業決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条により決定を受けた申請者は、仙北市介護タクシー利用助成事業助成金請求書(様式第3号)により、市長に対して助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、申請者から前条の請求を受けたときは、請求のあった日の翌々月の末日までに、申請者の指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(助成額)

第8条 助成額は、介護タクシー利用に係る費用の2分の1とする。

(助成の範囲等)

第9条 利用の期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 利用の区域は、仙北市、大仙市、美郷町、横手市及び秋田市の区域内にある医療機関までとする。

3 利用の回数は、片道を1回とし、ひと月あたり4回までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。